

# マイ・タイムラインを活用した防災教育に係る小学生用教材制作業務委託仕様書

## 1 業務委託名

マイ・タイムラインを活用した防災教育に係る小学生用教材制作業務

## 2 業務目的

- 広島県では、令和2年度から、マイ・タイムライン（自らの防災行動計画）を活用した防災教育に取り組んでいる。県内の小学校に対しては、ひろしまマイ・タイムラインの教材（風水害：ガイドブック及びマイ・タイムラインシート、地震・津波による災害：ひろしま防災ハンドブック及びマイ・タイムラインシート）の配布を行い、いざという時の早めの避難行動につなげるため、児童に家族と一緒にマイ・タイムラインの作成に取り組んでいただく防災教育を推進している。
- しかし、ひろしまマイ・タイムラインの内容については、小学校の教員から、「マイ・タイムラインシートの作り方が複雑で分かりづらい」、「ガイドブックの分量が多すぎる」、「マイ・タイムラインを家族で作成してもらうのは難しい」等の意見をいただいている。
- また、現在、マイ・タイムラインを活用した防災教育の趣旨として、風水害については、児童が災害を「自分ごと」として捉え、いざという時に命を守る適切な行動をとる力を養うこと、また、地震・津波による災害については、いつどこで地震が起こっても、児童が自ら判断して命を守る適切な行動をとる力を養うこと、を設定している。
- それに対し、現行の教材は、防災に関する知識は十分習得できるものの、マイ・タイムラインの作成方法の解説に重点をおいており、上記の趣旨に沿ったものになっているとは言い難い。
- 以上から、本業務においては、①学校現場の教員にとって簡素で使いやすく、②児童が災害を「自分ごと」として捉え、③いざという時に適切な行動をとる力を養うことができる、教材を目指し、本仕様書に基づき、簡素で教員が使いやすくありながらも、児童が前向きに取り組める要素や、家族でマイ・タイムラインを作成しやすい工夫等を多数盛り込んだ、下表に示す教材を、広島大学防災・減災研究センター監修のもとで制作し、県が目指す防災教育の主力教材の1つとすることを目的としている。

### 【風水害の教材概要等】

タイトル名	新風水害ひろしまマイ・タイムライン（仮称） ※別途県担当者と協議して決定
教材の種類	① 小学校1～3年生用、② 小学校4～6年生用（2種類）

<p>教材の趣旨</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自宅や地域の被災リスクを把握し、風水害を「自分ごと」として捉えている。</li> <li>○ 教員が児童の習熟レベルに応じた適切な防災教育ができる。</li> <li>○ 前向きかつ主体的に防災学習に取り組める。</li> <li>○ 平時から、学校や家庭で自分や家族等の避難行動を考え、話し合うとともに、非常持出品等の準備やマイ・タイムライン作成に取り組める。</li> <li>○ いざという時（危機時）には、マイ・タイムラインも参考に適切な避難行動がとれる。</li> <li>○ 現状、防災教育の経験が少ない教員でも、本教材を使用して効果的な防災教育ができる。</li> </ul>
<p>教材概要</p>	<p><b>【共通事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制作する教材（小学校1～3年生用及び小学校4～6年生用）は、それぞれ、冊子教材（冊子印刷するためのデジタルデータ）及び動画教材、並びに本教材を教員が効果的に活用するための教材活用マニュアル（デジタルデータ）により構成する。</li> <li>・ 本教材に係る親しみやすいキャラクター（以下「キャラクター」という。）を設定し、解説やイラスト、写真等を効果的に挿入し、児童の理解を促進し、防災教育に前向きに取り組めるよう工夫する。</li> <li>・ 動画教材は、冊子教材で学ぶ内容を映像化したものとし、児童が災害を「自分ごと」として捉え、いざという時に命を守る適切な行動をとる力を養うため、キャラクターやナレーション等、児童の興味を惹きつけるための視覚的、聴覚的な工夫や要素を盛り込んだものとする。また、上記の工夫や要素により、防災教育の経験が少ない教員でも、動画教材の活用を通じて、容易に本教材を活用できるものとする。</li> <li>・ 動画教材は、制作する冊子教材（小学校1～3年生用及び小学校4～6年生用）について、それぞれ作成するものとし、標準時間は概ね10分前後とする。（詳細は受託者から県担当者に提案し協議の上、決定する。）</li> </ul> <p><b>【① 小学校1～3年生用教材】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風水害が起こりうる自然の地形的要素（山、崖、川、海等）が含まれている一般的な町の晴天時と危機時の具体的な風景や状況をイラスト化して、具体的なイメージから災害や防災を学ぶとともに、災害は身近に存在することに気付かせる。（例：町の平時と大雨時の違いをイラストで示してその違いに気付かせる、等）</li> <li>・ 与えられたシチュエーション等について、イラスト・画像やヒント等を使いながら、いざという時の安全な行動について、主体的に考えさせる。（例：イラストや写真の具体的なシチュエーションを示し、キャラクターがヒントを与えながら、児童に前向きに考えさせる、等）</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広島県で起こりやすい風水害と過去に実際に発生した風水害について、キャラクターの解説やイラスト、写真等を通じて知り、理解させる。</li> <li>・ 教材で学んだことを活かし、児童に家族と「家族で避難を考えるシート（仮称）」を作成させる。（マイ・タイムラインの要素<sup>(※)</sup>のうち、低学年が家族と一緒に考えられるものを盛り込む。）</li> </ul> <p><b>【② 小学校4～6年生用教材】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具体的な空想の家族の避難ストーリーを絵本や漫画等のイメージで作成し、適切な避難行動について気付かせる。</li> <li>・ 具体的な家族の避難ストーリーを活用し、より安全な行動や事前の準備行動等について問いかけをすることで、平時、危機時ともに適切な行動について気付かせる。</li> <li>・ 平成30年7月豪雨災害時に、実際にうまく避難できなかった人へのインタビュー冊子「私たちはなぜうまく避難できないのだろう（広島県制作）」の一部を抜粋し掲載することで、避難ストーリーを想像上の出来事・他人事ではなく、実際に自分や家族にも起こる可能性があることに気づかせる。</li> <li>・ 広島県で起こりやすい風水害及び過去に実際に発生した風水害について、キャラクターの解説やイラスト、写真等を通じて知り、理解させる。</li> <li>・ 上記の学習を通じて、マイ・タイムラインの要素<sup>(※)</sup>について考え、記載することができる。</li> <li>・ 上記の学習を活かして、児童に家族と「家族と一緒に作成するマイ・タイムラインシート（仮称）」を作成させる。（マイ・タイムラインの要素を全て盛り込んだ新たなタイムライン様式を作成）</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(※) マイ・タイムラインの要素について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 自分や地域の被災リスクを把握する</li> <li>② 避難する場所や避難経路を考えて決めておく</li> <li>③ 非常持出品や備蓄品を準備する</li> <li>④ 適切な避難タイミングを考えて決めておく</li> <li>⑤ 親しい人への避難の呼びかけを考える</li> </ol> </div>
--	---

**【地震・津波による災害の教材概要等】**

タイトル名	新地震・津波ひろしまマイ・タイムライン（仮称） ※別途県担当者と協議して決定
教材の種類	① 小学校1～3年生用、② 小学校4～6年生用（2種類）
教材の趣旨	○ 地震発生時に、自ら判断して、命を守る適切な行動や、津波からの適切な避難行動が実践できる。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教員が児童の習熟レベルに応じた適切な防災教育ができる。</li> <li>○ 前向きかつ主体的に防災学習に取り組める。</li> <li>○ 自宅や地域の地震の震度（南海トラフ地震の想定震度）や津波リスク等の被災リスクが把握できている。</li> <li>○ 平時から、自分や家族がよく行く場所等で地震が発生した場合の起こり得るリスクや、命を守る適切な行動等をシミュレートできる。</li> <li>○ 学校や家庭で自分や家族等の避難行動を考え、話し合うとともに、非常持出品等の準備やマイ・タイムライン作成に取り組める。</li> <li>○ 現状、防災教育の経験が少ない教員でも、本教材を使用して効果的な防災教育ができる。</li> </ul>
教材概要	<p><b>【共通事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制作する教材（小学校1～3年生用及び小学校4～6年生用）は、それぞれ、冊子教材（冊子印刷するためのデジタルデータ）及び動画教材、並びに本教材を教員が効果的に活用するための教材活用マニュアル（デジタルデータ）により構成する。</li> <li>・ 本教材に係るキャラクターを設定し、解説やイラスト、写真等を効果的に挿入し、児童の理解を促進し、防災教育に前向きに取り組めるよう工夫する。</li> <li>・ 動画教材は、冊子教材で学ぶ内容を映像化したものとし、児童が災害を「自分ごと」として捉え、いざという時に命を守る適切な行動をとる力を養うため、キャラクターやナレーション等、児童の興味を惹きつけるための視覚的、聴覚的な工夫や要素を盛り込んだものとする。また、上記の工夫や要素により、防災教育の経験が少ない教員でも、動画教材視聴を通じて、容易に本教材を活用できるものとする。</li> <li>・ 動画教材は、制作する冊子教材（小学校1～3年生用及び小学校4～6年生用）について、それぞれ作成するものとし、標準時間は概ね10分前後とする。（詳細は受託者から県担当者に提案し協議の上、決定する。）</li> </ul> <p><b>【① 小学校1～3年生用教材】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複数の身近な場所の平時と危機時の具体的な風景や状況をイラスト化して、具体的なイメージから災害や防災を学ぶとともに、災害は身近に存在することを気付かせる。（例：身近な場所の平時と地震発生時の違いをイラストで示しその違いに気付かせる、等）</li> <li>・ 与えられたシチュエーション等について、イラスト・画像やヒント等を使いながら、いざという時の安全な行動について、主体的に考えさせる。（例：イラストや写真で具体的なシチュエーションを示し、キャラクターがヒントを与えながら、児童に前向きに考えさせる、等）</li> <li>・ 広島県で起こる地震・津波について、キャラクターの解説やイラスト、写真等を通じて知り、理解させる。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教材で学んだことを活かし、児童に家族と「家族で避難を考えるシート（仮称）」を作成させる。（マイ・タイムラインの要素<sup>(※)</sup>のうち、低学年が家族と一緒に考えられるものを盛り込む。）</li> </ul> <p><b>【② 小学校4～6年生用教材】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広島県でこれから起こると想定されている地震・津波と、過去に実際に発生した被害について、キャラクターの解説やイラスト、写真等を通じて知り、理解する。</li> <li>・ 具体的なキャラクターの避難ストーリーを絵本や漫画等のイメージで作成し、適切な避難行動について気付かせる。</li> <li>・ 具体的なキャラクターの避難ストーリーを活用し、より安全な行動等について問いかけをすることで、平時、危機時ともに適切な行動について気付かせる。</li> <li>・ 上記の学習を通じて、児童が自分のマイ・タイムラインの要素<sup>(※)</sup>について考え、記載することができている。</li> <li>・ 教材で学んだことを活かし、児童に家族と「家族と一緒に作成するマイ・タイムラインシート（仮称）」を作成させる。（マイ・タイムラインの要素を全て盛り込んだタイムライン様式を作成）</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(※) マイ・タイムラインの要素について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 自分や地域の被災リスクを把握する</li> <li>② 避難場所や家族の集合場所を考えて決めておく</li> <li>③ 非常持出品や備蓄品を準備する</li> <li>④ 家族との連絡手段を考えて決めておく</li> <li>⑤ 津波からの迅速避難と避難の呼びかけ</li> </ol> </div>
--	--

### 3 業務内容

次の（１）～（３）に掲げる業務を実施すること。なお、作成等にあたっては、次の点に留意すること。

#### （１）共通事項

- 受託者の提案において、２の「風水害の教材概要等」、「地震・津波による災害の教材概要等」の表に示す教材を、構成素案（別紙１・２・３・４）をもとに具体化・提案し、県担当者と協議し、了解を得た上で制作すること。
- 各教材は、冊子教材（冊子印刷するためのデジタルデータ）及び動画教材データ、並びに本教材を教員が効果的に活用するための教材活用マニュアル（デジタルデータ）により構成するものとする。
- 冊子教材は、A4サイズ両面、マットコート紙（又はそれと同等のもの）を使用することを想定している。また、小学校１～３年生向けは８ページ、小学校４～６年生向けは１６ページとする。（ただし、受託者の提案により４ページ加算することは可とする。）なお、本契約で印刷上の視覚的ギミックや特殊な印刷技法や製本、立体的ツールなどにより児童の興味関心を惹くこ

とは想定しておらず、あくまで汎用的な印刷による冊子教材を想定していることに留意すること。

- 本教材 4 種類の構成素案は別紙 1・2・3・4 に示すものとするが、受託者の創意工夫に基づく提案により、2 に示す教材概要等を逸脱しない範囲での構成素案の一部改善は、可とする。当該提案は、可能な限り、企画提案書に盛り込むことが望ましい。
- 別紙 1・2・3・4 に示す構成素案について、追加の問いかけを設定する場合がある。その際は、県の指示に従って、受託者において追加すること。なお、本契約における追加の問いかけ設定数は、全教材の合計で 20 問程度とする。
- 教員が学校で教材を活用しやすくなるための工夫を取り入れること。
- 教員が学校で教材を活用する場合に必要な時間は、概ね 45 分程度を想定したものとすること。
- 「家族で避難を考えるシート（仮称）」及び「家族と一緒に作成するマイ・タイムラインシート（仮称）」は、児童が家族と作成に取り組むことを想定することとし、その取り組みが促進されるための工夫を取り入れること。
- 児童が前向きに教材に取り組むための工夫を取り入れること。
- 学習への意欲及び理解度を高めるため、児童の年齢や習熟度に応じた効果的な工夫を取り入れること。
- 冊子教材の表紙は、現行教材との関連が一目で分かるデザインが望ましい。風水害及び地震・津波の教材全体を通して、教材の趣旨に沿った、統一感のあるデザインとすること。また、児童、保護者、教員の印象に残りやすいデザインとすること。
- 冊子教材の各ページに音声コード Uni-Voice を貼付すること。なお、貼付に係る利用料等全ての経費は、本契約に含まれるものとする。
- 動画教材の内容は、原則として冊子教材の内容と同じものとする。冊子教材に掲載する内容に加えて、学習に効果的なコンテンツを追加で盛り込むことは可とする。（例：実際の災害の映像等）
- 問いかけ（追加の問いかけも含む）に対する解答・解説については、冊子教材への掲載の有無によらず、動画教材に盛り込むこと。
- 「家族で避難を考えるシート（仮称）」及び「家族と一緒に作成するマイ・タイムラインシート（仮称）」の作成方法についても、動画教材に盛り込むこと。
- 冊子教材及び動画教材を活用することで、防災教育の経験が少ない教員であっても効果的な防災教育を行うことができるものとする。
- 動画教材の長さは、1 本あたり概ね 10 分前後を目安とすること。なお、動画教材の中に、問いかけに対する答えを考える正味時間は含まないものとする。ただし、動画教材の視聴と問いかけに対する答えを考える時間のつながりがスムーズに展開できるよう、適切なインターバルを設定するなどの配慮を行うこと。（例：問いかけを考えるパートでは動画教材を一時停止して授業を展開する等を想定。なお、受託者においてより良い提案をすることは可とする。）
- 動画教材のデータ様式は mp4 とし、YouTube に掲載することを想定している。
- 県に事前に動画教材のイメージを提示し、了解を得てから、作成を進めること。

- キャラクターについては、別紙1・2・3・4の構成素案の範囲内で、適するキャラクター設定をすること。また、主人公のキャラクターは児童が親しみやすいものとするため、児童の学年に応じた異なる年齢設定をすることは可とする。
- 受託者が制作した、又は著作権者に許可を得たキャラクター等を活用することは可とする。ただし、本業務終了後においても、活用したキャラクター等は、広島県が無償で防災・減災事業に活用することを前提とすること。なお、この場合、受託者及びその他の著作権者は、著作者人格権は行使しないものとする。
- 広島県防災キャラクター「タスケ三兄弟」について、冊子教材及び動画教材において、現行の教材及びホームページに掲載されているイラストを活用することは可とするが、動画教材において、キャラクターそのものに動作を加えること及び発声はできない点に留意すること。なお、静止画のままキャラクターを移動させることは可能である。
- 現行のひろしまマイ・タイムラインの教材（風水害：ガイドブック及びマイ・タイムラインシート、地震・津波による災害：ひろしま防災ハンドブック及びマイ・タイムラインシート）の記載内容（記載事項、写真、イラスト等）を活用することは可とする。
- 冊子教材や動画教材に使用する被災写真や映像については、原則として、受託者が調達するものとする。ただし、広島県「地域の砂防情報アーカイブ」、現行の「ひろしまマイ・タイムライン」など、広島県ホームページに掲載しているものを活用することは可とする。
- 上記の他、県が求める場合には、受託者において被災写真や映像を調達し、教材に掲載する対応をとることができること。本契約において、県が求める最大数は、写真は、全教材合計で15枚程度、映像は全教材合計で5本程度とする。また、受託者において調達した写真及び映像の二次利用については、本教材の関連事業に利用することは可とし、その他の利用については、別途県と受託者で協議することとする。
- 各制作段階において、全体計画及びスケジュール案、教材の全体構成案、ページごとのイメージ及び素案、最終案等を提示し、県に事前に了承を得た上で、制作を進めること。（以下、同じ。）
- 別紙1・2・3・4の教材の構成素案を参考に、児童に分かりやすい文章に見直すとともに、2の「風水害の教材概要等」及び「地震・津波による災害の教材概要等」に示す、児童が前向きに取り組める工夫を盛り込み、県担当者に提案すること。なお、提案及び県担当者の了承を得る過程において、必要や求めに応じて、県担当者（監修者：広島大学防災・減災研究センターを含む）と協議を行うこと。
- 別紙1・2・3・4の教材の構成素案については、内容を一部修正する可能性がある点に留意すること。なお、制作途中で大幅な修正が必要になった場合は、県と受託者が協議の上、必要に応じて適正価格での契約変更を行うこととする。
- 受託者において、改善のための構成素案の修正の提案をする場合には、県の了解を得てから受託者において修正作業を実施すること。
- 教員の教材活用マニュアルを、教材ごとに作成すること。その際、県担当者と協議の上、作成するものとする。内容には、学習目標（学習により育てたい資質・能力）と学習過程、具体的な学習方法等を盛り込むこと。なお、マニュアルイメージについては、別紙6「【参考】ひろしま大雨防災eラーニング 教材活用法&指導例ハンドブック」を参照し、本教材に適したものを県担当者と協議の上、受託者において別途制作すること。

## (2) 新風水害ひろしまマイ・タイムライン（仮称）

- 教材で扱う内容は、大雨や台風等によって起こる現象や災害（土砂災害・洪水災害・高潮災害）に関する事項であり、地震・津波による災害、火災の内容は含まないこと。
- 2の「風水害の教材概要等」及び別紙1・2に示す内容を基に、①小学校1～3年生向け、②小学校4～6年生向け、の2種類の「新風水害ひろしまマイ・タイムライン（仮称）」の冊子教材、動画教材及び教員の教材活用マニュアルを作成すること。
- 別紙2の構成素案中「私たちはなぜうまく避難できないのだろう（広島県制作）」は、別紙5を参照すること。
- 小学校1～3年向けの「家族で避難を考えるシート（仮称）」について、マイ・タイムラインの要素のうち小学校低学年の児童が教材で学んで家族と一緒に考えられるものを選別して盛り込むこと。分かりやすく、前向きに取り組みやすく、簡素化されたものを、制作すること。（教材最終1～2ページ程度）

なお、制作に当たっては、受託者が、県担当者と提案・協議の上、了解を得たものを制作すること。
- 小学校4～6年向けの「家族と一緒に作成するマイ・タイムラインシート（仮称）」について、現行のシートは「台風が近づいている時」「大雨が長引く時」「短時間の急激な豪雨が発生する時」の3種類となっているが、それぞれの要素をまとめて1種類のシートを新たに作成すること。分かりやすく、前向きに取り組みやすく、簡素化されたものを作成すること。（教材最終1～2ページ程度）

なお、制作に当たっては、受託者が、県担当者と提案・協議の上、了解を得たものを制作すること。
- 「家族で避難を考えるシート（仮称）」及び「家族と一緒に作成するマイ・タイムラインシート（仮称）」の作成方法の解説は、動画教材及び教員の教材活用マニュアルに盛り込むこと。

## (3) 新地震・津波ひろしまマイ・タイムライン（仮称）

- 教材で扱う内容は、地震によって起こる現象や災害（地震・津波による災害、火災等）に関する事項であり、風水害の内容は含まないこと。
- 2の「地震・津波による災害の教材概要等」及び別紙3・4に示す内容を基に、①小学校1～3年生向け、②小学校4～6年生向け、の2種類の「新地震・津波ひろしまマイ・タイムライン（仮称）」の冊子教材、動画教材及び教員の教材活用マニュアルを作成すること。
- 小学校1～3年生向けの「家族で避難を考えるシート（仮称）」について、マイ・タイムラインの要素のうち小学校低学年の児童が教材で学んで家族と一緒に考えられるものを盛り込むこと。分かりやすく、前向きに取り組みやすく、簡素化されたものを作成すること。（教材最終1～2ページ程度）

なお、制作に当たっては、受託者が、県担当者と提案・協議の上、了解を得たものを制作すること。
- 小学生4～6年向けの「家族と一緒に作成するマイ・タイムラインシート（仮称）」について、地震への備え等を考えるシートを新たに作成すること。分かりやすく、前向きに取り組みやすく、簡素化されたものを作成すること。（教材最終1～2ページ程度）

なお、制作に当たっては、受託者が、県担当者と提案・協議の上、了解を得たものを制作すること。

- 「家族で避難を考えるシート（仮称）」及び「家族と一緒に作成するマイ・タイムラインシート（仮称）」の作成方法の解説は、動画教材及び教員の教材活用マニュアルに盛り込むこと。

#### 4 業務の体制

- 受託者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにするとともに、事務担当者等の事務所掌範囲についても明らかにすること。
- 受託者の業務実施体制としては、次の要件を充足していること。
  - ① 教育教材の制作について、一定の実績及び知見がある者が参画していること。
  - ② 動画制作について、一定の実績及び知見がある者が参画していること。
  - ③ 県が求める場合は、県に来庁し詳細な打ち合わせが可能であること。（本業務の初期段階（全体計画やスケジュールの作成）、教材の全体構成策定段階や関係者合同会議、進捗等に応じた計画見直し、教材内容に係る詳細な打ち合わせ等、の場合を想定）
- 防災に関連する仕様内容については、県から教材に盛り込む事項についての方向性を示すこととするが、受託者において、それを具体化するとともに、教材制作の趣旨を踏まえた効果的な提案を行うため、また、県との意思疎通を円滑に進めるため、県との交渉窓口担当や制作担当に基礎的な防災知識（マイ・タイムラインの各要素が理解できる程度）を有する者がいることが望ましい。

#### 5 打合せ協議

本業務の遂行にあたっては、県と受託者は契約後速やかに打合せ協議を実施するものとする。

また、適宜打合せを実施することとし、県から打合せ協議を求められた場合は、受託者は速やかに対応すること。なお、4の③に示す場合は、県庁に来庁しての協議にも応じること。

#### 6 成果物の提出等

受託者は、業務完了後、速やかに次のものを県へ提出すること。

- (1) 業務完了報告書
- (2) 制作した教材一式
  - ※ コンテンツは、電子データ形式とし、DVD-ROMにデータを格納し納品すること。
- (3) 打合せ協議録
- (4) その他県と受託者との打合せにより必要と認められるもの

#### 7 業務委託期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

#### 8 スケジュール

- (1) スケジュールは次のとおりとする。
  - 全体計画及びスケジュール案の提出及び調整：契約締結後概ね1週間以内
  - 教材制作業務：契約締結日から令和7年3月31日まで

なお、教材制作業務は全体計画及びスケジュールに従って行うこととする。

また、その後の進捗管理についても受託者において行うこととし、スケジュールに変更を要する場合は、速やかに県担当者に報告するとともに、対応について協議により決定する。

## (2) 納品スケジュール

受託者において、次の優先順位で作業・納品スケジュールを作成すること。なお、困難な場合は県担当者と協議し決定すること。

【第1優先】 新風水害ひろしまマイ・タイムライン（仮称）の冊子教材データ

【第2優先】 新地震・津波ひろしまマイ・タイムライン（仮称）の冊子教材データ

【第3優先】 新風水害ひろしまマイ・タイムライン（仮称）及び新地震・津波ひろしまマイ・タイムライン（仮称）の動画教材データ及び教材活用マニュアルデータ

## 9 特記事項

### (1) 再委託

ア 本業務の委託契約部分に係る業務の全部または一部を第三者に委託する場合、あらかじめ書面による再委託に係る本県の承認を得る必要がある。

イ 受注者は、再委託先の行為については全責任を負うこと。

### (2) 個人情報保護

受託者が委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。その他個人情報の取り扱いについては、「個人情報取扱特記事項」のとおりとする。

### (3) 秘密保護

ア 個人情報、秘密と指定した事項及び業務の履行に際し知り得た秘密（以下「秘密情報」という。）を第三者に漏らし、または不当な目的で利用してはならない。契約終了後も同様とする。

イ 秘密情報を取り扱う責任者及び従事者は、秘密保持を制約しなければならない。再委託先についても同様とする。

### (4) 成果の帰属

ア 本業務による成果品に関する全ての著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む。）及び肖像権は、納品日以降県に帰属する。

イ 業務の成果品等に、受注者が従前より有する著作物あるいは第三者の著作物が含まれていた場合は、権利は受注者に保留されるが、本県は、業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。

ウ 本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する著作権あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり、支障のないよう適切な措置を講じなければならない。なお、何らかの著作権に係る問題等が生じた場合、受託者の責任により対処するものとする。

(5) 受託者は、本業務の実施に当たって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合は、直ちに県と協議・調整を行うこと。

(6) 本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合または本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受注者は県と協議を行うこと。